

## 入札説明書

独立行政法人国立病院機構神奈川病院において調達する重油 J I S 1 種 1 号の一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）は、この入札説明書等を熟知し、かつ、遵守したうえで入札に参加すること。

### 1. 原則

契約に係る手続きについては、本契約準備も含めて、国の会計法令によるものではなく、「独立行政法人国立病院機構会計規則」その他国立病院機構の契約に係る規定等により実施することとなる。

また、この説明書を熟知のうえ、契約の締結等を行い、これに関する義務の履行または、権利の行使にあたらなければならない。

### 2. 入札

- (1) 今回の入札は、独立行政法人国立病院機構神奈川病院において、調達する重油 J I S 1 種 1 号について実施する。
- (2) 入札方式については、4. (1) に示す購入等件名について一般競争入札を実施する。

### 3. 競争参加資格

入札参加の条件は、次のとおりとする。

また、入札書を提出する際には、競争参加資格を有する旨記載した「誓約書」（別紙①）に必要な書類を添付し提出すること。

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第 5 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】第 5 条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
- 四 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 2 7 年規程第 6 3 号）第 2 条各号に掲げる者

- (2) 契約細則第 6 条の規定に該当しない者であること。

【参考】第 6 条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益

を得るための連合をした者

三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由なく契約を履行しなかった者

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要事項は、別に定める。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

【参考】第4条 国立病院機構が行う一般競争に参加できる者は、全省庁の統一資格審査により定める物品の製造・販売等の競争契約の参加資格又は厚生労働省が定める建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得た者とする。

2 前項の一般競争参加資格に基づき、一般競争を実施する場合において、当該競争において必要とされる等級を有する者が僅少であるときは、予定価格に対応する等級に加え次の各号に定めるところより当該資格の等級に格付けされた者を当該競争に参加させることができる。

一 建設工事直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

二 測量・建設コンサルタント等直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

三 物品製造等（物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け）

物品の製造、物品の販売及び役務の提供等にあつては、予定価格に対応する等級がA等級の場合は二級下位の「B、C」に、B等級の場合は直近の上位及び下位の「A、C」又は二級下位の「C、D」に、C等級の場合は直近の上位及び下位の「B、D」に、D等級の場合は直近の上位の「C」に、物品の買受けにあつては、直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

3 前2項の規定にかかわらず、契約審査委員会において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加させることができる。

4 経理責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、第1項の資格を有する者につき、更に必要な資格要件を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(5) 石油業法（昭和37年法律128号）の規程に基づく、石油製品の販売業の許可を受けているものであつて、調達される重油を十分納入することが可能であること。

#### 4. 入札内容

- (1) 購入等件名及び数量  
重油 J I S 1 種 1 号 (硫黄分 0. 1 % 以下)  
第 1 回目 : 8 4 K L  
第 2 回目 : 1 0 8 K L  
第 3 回目 : 9 6 K L  
第 4 回目 : 1 2 0 K L
- (2) 契約期間  
第 1 回目 : 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 6 月 3 0 日まで  
第 2 回目 : 平成 2 9 年 7 月 1 日から平成 2 9 年 9 月 3 0 日まで  
第 3 回目 : 平成 2 9 年 1 0 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日まで  
第 4 回目 : 平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで
- (3) 納入場所  
独立行政法人国立病院機構神奈川病院の指定する場所

## 5. 入札方法

- (1) 入札書の提出場所、契約事項を示す場所及び問い合わせ先  
〒 2 5 7 - 8 5 8 5  
神奈川県秦野市落合 6 6 6 - 1  
独立行政法人国立病院機構神奈川病院企画課長 長野 智樹  
電話 0 4 6 3 - 8 1 - 1 7 7 1  
ファクシミリ 0 4 6 3 - 8 2 - 7 5 3 3  
入札説明書等の問い合わせについては、ファクシミリにより受付する。  
別添「問い合わせ用紙」に記入のうえ、入札書受領期限の 5 営業日前までに上記に送付すること。
- (2) 入札書及び入札にかかる文書の作成に用いる言語、通貨  
日本語、日本国通貨
- (3) 入札書の受領期限  
第 1 回目 : 官報掲載日 から平成 2 9 年 3 月 2 4 日 1 7 時 0 0 分まで  
第 2 回目 : 平成 2 9 年 6 月 1 日から平成 2 9 年 6 月 2 6 日 1 7 時 0 0 分まで  
第 3 回目 : 平成 2 9 年 9 月 1 日から平成 2 9 年 9 月 2 5 日 1 7 時 0 0 分まで  
第 4 回目 : 平成 2 9 年 1 2 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日 1 7 時 0 0 分まで  
※ 郵送の場合は、当日必着とする。
- (4) 入札書の作成・提出方法
- ① 入札者は、入札単価を記載した入札書（別紙③-1 又は③-2 若しくは③-3）を作成し、提出すること。
- ② 入札単価については、4. (2) に定める納入期間に行う 4. (1) 購入等件名及び数量の納入に要する一切の費用を含めた 1 K L 当たりの単価 とすること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された入札単価に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事

業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札単価の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ③ 入札書（別紙③-1又は③-2若しくは③-3）には、上記②の入札単価を記載すること。

第一交渉権者の決定については、当該入札単価をもって評価する。

- ④ 上記③で作成した入札書は、その他の関係書類（委任状等）とは別に1つの封筒に入れて封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『「重油JIS1種1号一般競争入札平成〇年〇月〇日開札分」の入札書在中』と朱書すること。（別添「入札書封緘例」を参考にする。）

(5) 入札書提出後の引換等の禁止

入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

(6) 入札書の無効

下記の事項に該当するものは無効とする。

- ① 競争参加資格がない者が提出したもの。
- ② 所定の様式によらず捺印がないもの。
- ③ 品名等に重大な誤りのあるもの。
- ④ 入札書記載金額の不明確なもの。
- ⑤ 入札書記載金額を訂正したもの。
- ⑥ 競争参加者（代理人を含む）の氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者氏名）が判然としないもの。
- ⑦ 誤字・脱漏・汚染・塗抹等により大切な文字の不明確なもの。
- ⑧ 5.（10）の提出資料を期限内に提出しないもの。
- ⑨ 明らかに談合によると認められるもの。
- ⑩ 談合情報等に関する事情聴取を求めた際、それに応じない者が提出したもの
- ⑪ 談合等の事実がないことを確認する書面の提出を求めた際、それに応じない者が提出したもの

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に入札者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、別紙④-1「委任状」を提出しなければならない。（復代理人が入札する場合には、更に別紙④-2「委任状」も併せて提出しなければならない。）
- ② 代理人及び復代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札者及び代理人並びに復代理人を兼ねることはできない。

(8) 代理人による契約

支店長等の代理人が契約の締結、契約物品の納入、契約代金の請求及び受領等を行なう場合は、別紙⑤「委任状」を提出しなければならない。

(9) 入札辞退

この入札説明書等熟知のうえ、入札辞退することとした場合は、別紙⑨「入札辞退届」を提出しなければならない。

(10) その他

入札の際に提出する書類は、次のとおりとする。

- ① 入札書（別紙③－１又は③－２若しくは③－３）  
※ 他の書類とは別に封筒に入れて封印すること。（別添「入札書封緘例」を参考にすること。）
- ② 誓約書（別紙①）
  - ・ 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
  - ・ 一般競争入札に係る契約・納入計画書（別紙②）
  - ・ 石油精製業者の出荷証明書
  - ・ 試験成績分析表
  - ・ 販売業許可書（写）
- ③ 委任状（別紙④－１又は④－２又は両方）
- ④ 委任状（別紙⑤）（該当する場合）
- ⑤ 申立書（別紙⑥）
- ⑥ コンプライアンス推進のお知らせ（別紙⑦）
- ⑦ 契約に係る公表対象確認書（別紙⑧）

## 6. 開札内容

### (1) 開札場所

独立行政法人国立病院機構神奈川病院院内会議室

### (2) 開札日時

第1回目：平成29年 3月28日（火） 11時00分

第2回目：平成29年 6月28日（水） 11時00分

第3回目：平成29年 9月27日（水） 11時00分

第4回目：平成29年12月26日（火） 11時00分

### (3) 開札の方法

開札当日においては、入札書を開封し、入札書の記載内容の確認を行った上で結果を公表する。

### (4) 開札の注意事項

- ① 開札は、入札者又はその代理人（復代理人を含む）を立ち合わせて行う。  
ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札に立ち会う者は、各社1名とする。
- ③ 入札者又はその代理人は開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分を証明するものを提示又は提出しなければならない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札した場合においては、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- ⑦ 交渉権者となるべき同価の申し込みをした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者又は代理人にくじを引かせて交渉順位を決定する。

## 7. 落札者の決定

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、交渉順位を決定するものとする。

## 8. 契約の締結

契約書は作成するものとする。

なお、契約を結ぶ場合の必要な条項の細目は、別添「売買契約書（案）」による。

また、予定数量については、診療内容の変更等により変動するものである。そのため、入札単価の設定についてはこの点を十分考慮し設定すること。よって、予定数量と実際の発注数量との差異に対する協議は認めない事とする。

## 9. 履行及び支払

履行及び支払のあり方については、原則として以下のとおりとする。

(1) 受託者は、直接履行すること。

(2) 支払は、原則として、納入した月の2か月後の末日までに指定金融機関口座に支払いするものとする。

## 10. 入札保証金及び契約保証金

免除する。ただし、交渉権者が契約を締結しないとき及び交渉権者が提出した5.(10)の書類に虚偽があった場合は、入札金額の10分の1に相当する違約金を徴収する。

### 11. 参考資料

売買契約書（案）

### 12. 2カ年連続して一者応札・応募となった案件の公表について

2カ年連続して一者応札・応募となった案件については「「独立行政法人の契約状況の点検見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」（平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡）において、一件ごとに契約の概要や、一者応札・応募の改善に向けた取り組み内容を記載した個表を作成し、国立病院機構本部のホームページで公表することがルールとなっている。

この個表は、一者応札となった場合には、契約業者名も含めて公表されることとなるので、予め同意の上で応札又は契約の締結を行うこと。

### 13. 独立行政法人の契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内